

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第170号

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則

京都市家庭動物相談所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

相談所に次の職員を置く。

所長

相談係長

主席衛生指導員 若干人

その他の職員 若干人

第5条第2号中「区役所」を「保健所」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)